

平成25年度 全国労働衛生週間

<三重労働局長メッセージ>

平成25年度の全国労働衛生週間は、

「健康管理 進める 広げる 職場から」

をスローガンとして10月1日から10月7日までの一週間にわたり全国一斉に展開されます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第64回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきたところです。

しかしながら、三重県内における業務上疾病による休業4日以上の特徴者数をみると、平成24年は前年から24人減少したものの、150名もの方が被災されている現状にあり、労働衛生管理体制の確立、労働衛生教育の徹底、作業環境管理、作業管理、健康管理を総合的に実施する必要があります。

また、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は48.4%（平成24年）となっており、依然として、職場の労働者の約半数に健康に影響を与えるリスクが存在しています。健康診断の実施を徹底し、健康診断結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施することが重要となっています。

さらに、全国的には仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスなどのメンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからず見られ、精神障害等による労災認定件数も高い水準で推移しています。事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的な推進により、メンタルヘルスに関する措置を受けることができる職場とすることが求められています。

これに加え、昨年、印刷業での胆管がんの発生が全国的に問題となりました。化学物質による健康障害等を防止するため、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（SDS）等で入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施など、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

このような状況を踏まえ、皆様の職場におかれましても、本週間を契機に、労働者の健康確保の重要性を改めて認識いただくとともに、安全衛生管理活動の着実な実行を図り、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現していただくことを祈念します。

平成25年10月1日

三重労働局長 畑中 啓良

平成25年度 全国労働衛生週間 10月1日～7日

(全国労働衛生週間の実効を上げるための準備期間：9月1日～9月30日)

事業場におかれましては、全国労働衛生週間を契機に、労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理の定着を目指して、労働者と連携・協力しつつ、以下の事項を実施して下さい。

なお、夏期の電力需給対策を踏まえて取り組むことに留意して下さい。

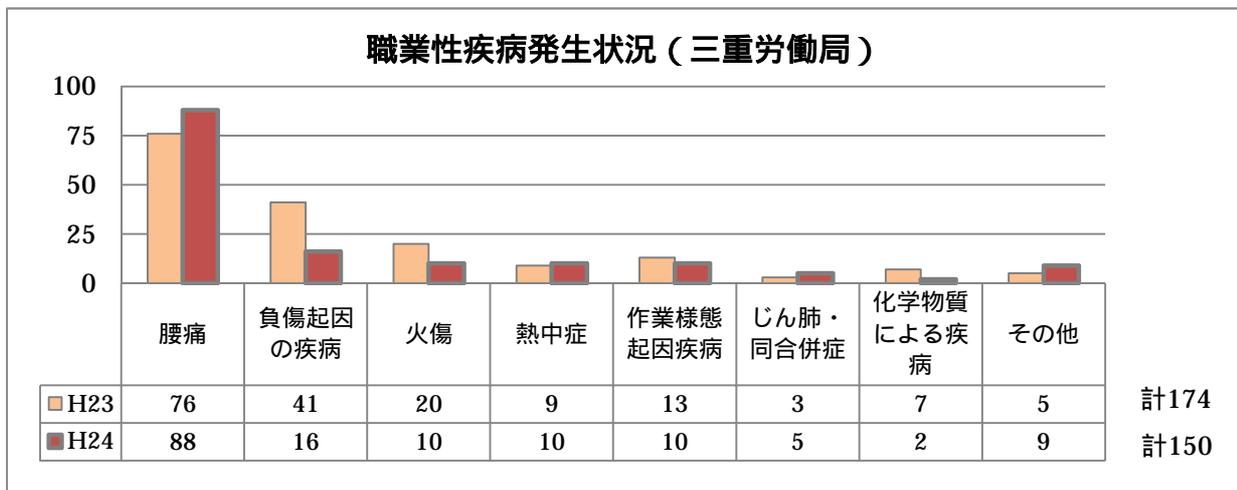
1. 準備期間に実施する事項

下記事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図って下さい。

- 作業環境管理・作業管理・健康管理の推進，労働衛生教育の推進
- メンタルヘルス対策，過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 職場における受動喫煙防止対策の推進
- 粉じん障害防止対策，石綿障害予防対策の徹底
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 熱中症予防対策の徹底
- 化学物質の管理の推進
- 振動障害防止対策，VDT作業における労働衛生管理対策 など

2. 全国労働衛生週間中に実施する事項

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場，功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故，酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催，作文・写真・標語等の掲示，その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



(労働者死傷病報告より)